

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第77号 発行日：令和7年5月2日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

熊 本 期 日 — 第 5 4 回 —

令和7年2月21日、熊本地方裁判所で、ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟（3陣以降）の口頭弁論が開かれ、原告側弁護団は、被害と早期救済を訴える原告ひとりひとりの「供述録取書」などを提出し、「原告の被害」と「除斥期間（被告チッソへの反論）」について意見陳述を行いました。

被害の実情に目を向け、早期救済を実現せよ！

松永友樹弁護士は、供述録取書の一部を紹介し、原告たちの長年の苦痛、多岐にわたる被害状況、人生を破壊された不条理などを訴えました。そして、被害の実情に目を向けなかった第1・2陣判決を批判した上で、裁判官に対し、俯瞰せずに「自分事」として供述録取書を読み、被害者を早期に救済する判断を下すよう求めました。

被告チッソは除斥期間の主張を撤回せよ！

高峰真弁護士は、被告チッソが①水俣病に関する研究結果を隠蔽したこと、②排水口を変更して水俣病被害を拡大させたこと、③潜在する患者を含めて賠償の完遂を約束したことで現在も企業として存続していることを指摘し、これら①②③を行った被告チッソが「除斥期間」等を主張し賠償から逃れようとするのは、「正義、公正の理念」に反し認められないと訴えました。

経済的利益を優先し、被害を発生・拡大させた企業の責任を顧みない被告チッソの主張は、決して許されず、撤回されるべきです。

被告チッソの不合理な言い分に猛反論！

チッソ代理人は、まず、裁判の長期化の原因が原告側にあるかのような意見陳述をしました。

これに対し、園田昭人弁護団長は、水俣病発生の加害性を自覚し実態を早期に明らかにして処理を進めていけば被害は広がらず、裁判が長引くこともなかったと反論しました。

次に、チッソ代理人は、ノーモア・ミナマタ第1次訴訟の際の和解条項に「原告らは、（中略）水俣病の被害に係るすべての紛争を終了させる」と記載されたことを根拠に、ノーモア・ミナマタ第2次訴訟の提起を批判し、和解に応じない意向を示しました。

これに対し、園田昭人弁護団長を筆頭に、原告側弁護団は、「第1次訴訟の和解の効力が及ぶのはその時の原告であって、新たに提訴した現在の原告が従わなければならないとする理論は成り立たない」など、被告チッソ側の主張の不合理さと身勝手さを指摘して反論しました。

東京高裁（新潟）第2回期日



〔←写真左〕
環境省門前での
宣伝活動の様子



〔写真右→〕
弁論後の
報告集会の様子

令和7年2月25日、東京高等裁判所で、新潟訴訟控訴審の第2回弁論が開かれました。

原告の清野甲二さんは、「生きるため川魚を食べてきただけなのに、有毒な水銀で川を汚され、治らない病気でずっと苦しみ続けることになった」、「手足のしびれやこむら返りなどの症状に苦しみ、水俣病を疑ったが、差別や偏見から、子供の就職や結婚への悪影響を心配して診断を受けられなかった」と被害の実情を訴え、一刻も早く全員救済を実現すべきと意見陳述しました。

原告側弁護団は、昨年4月の新潟地裁判決には、水俣病罹患の因果関係について疫学的知見を無視した誤りがあり、水銀汚染地域は非汚染地域と比べて感覚障害の有症率が極めて高く、症状と水銀暴露があれば水俣病と認定できると主張しました。そして、国には、有機水銀を排出する工場に対して水質2法に基づく調査や規制をせず、新潟水俣病を発生させた責任があると強調しました。

【今後の予定】

- 5月 9日 熊本期日 - 第55回
- 5月15日 東京高裁（新潟）期日 - 第3回
- 6月11日 東京期日 - 第36回
- 7月29日 東京高裁（新潟）期日 - 第4回
- 9月17日 福岡高裁（熊本）期日 - 第1回
- 9月19日 大阪高裁（近畿）期日 - 第3回
- 9月29日 東京期日 - 第37回

とある弁護団員のヒトリゴト

小腹が空いた時など、フィッシュ&ナッツをよく食べています。不足しがちな栄養素を補うためではなく、単に味と食感が好みなだけです。大袋（個包装で沢山入っているもの）を買いますが、開けて3、4日くらいで残り僅かになります。その頃から、小腹も空気を読むのか、あまり空かなくなります。（熊本弁護団・松永友樹）

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1

マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内（担当 広瀬）

電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186

HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



【公式キャラクター】
ミナノちゃん